

大阪市水道局受託水質試験取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、大阪市水道局受託水質試験取扱規程（以下「規程」という。）第13条の規定に基づき受託水質試験等の取扱いの細目を定める。

(依頼・承諾手続)

第2条 規程により受託する事務手続並びに水質試験は水質管理研究センターにて行う。

(水質試験結果の通知)

第3条 水道局（以下「局」という。）は、水質試験を実施したのち、速やかにその結果を通知する。

(受託費用の請求)

第4条 受託費用は、水質試験結果の通知と同時に請求を行う。

- 2 受託水質試験費用算定基準により算出した費用は、別表に水質試験等種別の金額として示す。
- 3 別表に相当する項目がない場合、また水質試験に特別な処理等を必要とした場合はそれらの費用について別途協議する。

(受託費用の納入)

第5条 依頼者は、受託費用の請求を受けたときには、特別な事由がある場合を除き30日以内に水道局に納入しなければならない。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

平成24年4月1日、一部改正。

平成26年4月1日、一部改正。

令和8年4月1日、一部改正